

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和3年 第4回海老名市議会定例会

概要資料

～ 昔も 今も これからも ～

市制施行50周年記念式典・市制施行50周年記念事業



功労表彰



海老名中学校吹奏楽部の演奏



ポニー仔馬命名式



市内小学生製作のキャンドルホルダー



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和3年第4回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期17日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
12月 1日	水	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
12月 7日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時00分
12月 8日	水	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
12月 9日	木	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
12月13日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
12月14日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
12月15日	水	委員会	予算決算常任委員会	同
12月17日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分



海老名文化スポーツ賞
受賞者の皆様

令和3年10月30日
海老名市文化会館小ホール

【案件一覧】

■ 日程 22 件			
条例 8 件 (制定2件・一部改正5件・廃止1件)			頁
1	議案第55号	海老名市情報システム基金条例の制定について	3
2	議案第56号	海老名市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	4
3	議案第57号	海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改正について	5
4	議案第58号	海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7
5	議案第59号	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について	8
6	議案第60号	海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について	9
7	議案第61号	海老名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	10
8	議案第62号	海老名市市債管理基金条例の廃止について	11
指定管理者 3 件			頁
9	議案第63号	指定管理者の指定について (海老名市文化会館・海老名市民ギャラリー)	12
10	議案第64号	指定管理者の指定について (海老名運動公園・北部公園・中野公園・海老名市立スポーツ施設)	13
11	議案第65号	指定管理者の指定について (海老名駅西口特定公共施設)	14
市道 2 件			頁
12	議案第66号	市道の路線廃止について (市道365号線ほか3路線)	15
13	議案第67号	市道の路線認定について (市道32号線ほか5路線)	18
人事 4 件			頁
14	議案第68号	海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて (酒井 道子氏)	21
15	議案第69号	海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (猪熊 政喜氏)	21
16	議案第70号	海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (海老名 司郎氏)	21
17	議案第71号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (松樹 俊弘氏)	21
補正予算 5 件			頁
18	議案第72号	令和3年度海老名市一般会計補正予算 (第9号)	22
19	議案第73号	令和3年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	29
20	議案第74号	令和3年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	30
21	議案第75号	令和3年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)	31
22	議案第76号	令和3年度海老名市公共下水道事業会計補正予算 (第2号)	32

【条例 8件】

1 議案第55号 海老名市情報システム基金条例の制定について

【制定理由】

年度により予算の変動が大きい情報システム関係経費について、特定の年度に負担が偏らないよう基金を設置し、毎年度、一定額を積み立てることにより安定的な財源の確保を図りたいため

【制定内容】

条	項目	内容
第1条	設置	情報システムの導入及び更新に要する経費の財源に充てる。
第2条	積立て	積立額は一般会計歳入歳出予算で定める。
第3条	管理	現金は確実かつ有利な方法により管理する。
第4条	運用益金の処理	運用益は予算に計上した後、基金に繰り入れる。
第5条	繰替運用	歳計現金に繰り替えて運用することができる。
第6条	処分	設置目的又は市債償還財源に充てる場合に処分できる。
第7条	委任	基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定める。

【施行期日】

公布の日

2 議案第56号 海老名市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

【制定理由】

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、緑地面積率等に係る準則を定めたいため

【制定概要】

これまでは、神奈川県条例で定められた準則を適用してきたが、当該条例が平成28年度末で廃止され、その経過措置が令和4年3月31日をもって満了となることから、**神奈川県条例と同様の内容**の条例を定めるもの

【制定内容】

条	項目	内容
第1条	趣旨	適用すべき準則を定める。
第2条	定義	条例上の用語は法律の例による。
第3条	緑地面積等の割合	下表のとおり
第4条	屋上等緑化施設等の算入割合	
第5条	敷地が2以上の区域の適用	

区域の区分	設定区域の範囲	敷地面積に対する 緑地面積率	敷地面積に対する 環境施設面積率
第1種区域	住居、商業系及び用途地域の指定のない都市計画区域（市街化調整区域）	25%以上	30%以上
第2種区域	工業地域、工業専用地域	15%以上	20%以上
その他の地域（準工業地域）	※国の準則を適用	20%以上	25%以上

※屋上緑化、壁面緑化施設等を緑地面積に算入する場合は、緑地面積の50%以下とする。

※敷地が2以上の区域の区分となる場合は、敷地割合が最も高い区域に係る規定を適用する。

【附 則】

施行期日：令和4年4月1日

経過措置

第2項 第1種区域において平成13年3月31日に設置又は工事が行われている工場等の生産施設の面積変更時における緑地面積割合等の特例を規定

第4項 第2種区域において昭和49年6月28日に設置又は工事が行われている工場等の生産施設の面積変更時における緑地面積割合等の特例を規定

3 議案第57号 海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改正について

【改正理由】

公共施設附帯駐車場の利用料金等について、新たに定めたいため

【改正条例】

- 第1条 : 海老名市立えびな市民活動センター設置条例…… ①
 第2条 : 海老名市文化会館条例…………… ②
 第3条 : 海老名市都市公園条例…………… ③

【改正概要】

駐車場施設については、継続的に維持管理費用が必要となることから、駐車場を利用する方と利用しない方の負担の公平性を確保するもの

1 駐車場利用料金

対象条例	施設名	無料時間	駐車場利用料金
上記①	えびな市民活動センター	1時間	1時間を超えた後 ・200円/1時間 ・市内在住者は1/2 (100円/1時間) ・大型車両は2,000円/1回
上記②	海老名市文化会館		
上記③	海老名運動公園		
	北部公園 中野公園		

2 駐車時間

年中24時間無休（入出場ができる時間については、施設ごとに規則で定める。）

3 駐車場利用料金を徴収しない自動車（各施設共通）

自動車の種類	
1	消防車等の緊急自動車
2	道路の維持等に必要自動車
3	国・地方公共団体所属の職員が公務のために使用する自動車
4	施設の管理・運営のために使用する自動車
5	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持する方及びその介護者が使用する自動車
6	市長が特に必要と認める自動車

【改正内容】

第1条 海老名市立えびな市民活動センター設置条例の一部改正

条等	改正項目	内 容
第16条	第1項の改正	午前9時～午後10時の施設開館時間から駐車場を除外
	第2項の追加	駐車場の利用時間を規定（入出場可能時間は規則で規定）
	第3項の追加	駐車場の利用時間について一時的に変更できることを規定
第23条	第1項の改正	駐車場の利用料金について、別表第3として追加
	第3項の追加	駐車場利用料金を徴収しない自動車を規定（前頁3参照）
第30条	改正	市長が管理する場合における読替規定の追加
別表第3	追加	1時間まで無料・1時間超えは200円／1時間を規定 大型車は2,000円／1回を規定 ※市内在住者は1／2の額を減額（大型車を除く。）

第2条 海老名市文化会館条例の一部改正

条等	改正項目	内 容
第17条	第1項の改正	午前9時～午後10時の施設開館時間から駐車場を除外
	第2項の追加	駐車場の利用時間を規定（入出場可能時間は規則で規定）
	第3項の改正	駐車場の利用時間について一時的に変更できることを規定
第24条	第1号の改正	駐車場の利用料金について、別表第2として追加
	第2号の改正	利用料金を規則で定める施設から駐車場を除外
第25条	第1項の改正	駐車場の利用料金は指定管理者が定める日に徴収する。
	第3項の追加	駐車場利用料金を徴収しない自動車を規定（前頁3参照）
第31条	改正	市長が管理する場合における読替規定の追加
別表第2	追加	1時間まで無料・1時間超えは200円／1時間を規定 大型車は2,000円／1回を規定 ※市内在住者は1／2の額を減額（大型車を除く。）

第3条 海老名市都市公園条例の一部改正

条等	改正項目	内 容
第24条	第1項の改正	有料公園施設の開館時間から駐車場を除外
第25条	第2項の追加	駐車場の利用時間を規定（入出場可能時間は規則で規定）
第31条	第7項の追加	駐車場利用料金を徴収しない自動車を規定（前頁3参照）
第32条	改正	市長が管理する場合における読替規定の追加
別表第2	改正	海老名運動公園・北部公園・中野公園に有料公園施設として駐車場を追加
別表第3	改正	海老名運動公園・北部公園・中野公園の駐車場について、普通車は1時間まで無料・1時間超えは200円／1時間 大型車は2,000円／1回を規定
	備考1の改正	第4号として普通車、第5号として大型車の定義を追加
	備考3の改正	市外利用料金の設定から駐車場を除く。
	備考6の追加	市内在住者は1／2の額を減額（大型車を除く。）を規定

【施行期日】

令和4年4月1日から起算して3月を超えない範囲内で、規則で定める日

4 議案第58号 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【改正理由】

本条例が参酌している国が定めた「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正措置を行いたいため

【改正概要】

- 1 保育所等の事業者等が作成、保存等を行う文書や、保育所等と保護者の間の手続等に関するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を包括的に定めるもの

文書等の電磁的方法による対応

個別の条文で規定



包括的に規定

- 2 文言の修正

【改正内容】

改正条文	改正内容
第5条第2項～第6項	施設の利用申込者に対する施設利用の重要事項の説明について電磁的方法によることができる旨の規定を削る。
第38条第2項	保育所等との連携施設に関する重要事項の説明について、電磁的方法によることができる旨の規定を削る。
第42条第1項	文言の修正
第53条の追加第1項	本条例で、「書面等により行うこと」とされているものについて、電磁的記録により行うことができることを規定
第53条の追加第2項	保護者に提供する電磁的記録の種類（CD-ROM等）を規定
第53条の追加第3項	電磁的記録は、保護者が出力し、文書を作成することができるものでなければならないことを規定
第53条の追加第4項	あらかじめ、保護者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければならないことを規定
第53条の追加第5項	保護者が、電磁的方法による提供を希望しない場合は、書面によることを規定
第53条の追加第6項	電磁的方法により、保護者から同意を得る場合における第2項から第5項までの準用を規定

【施行期日】

公布の日

5 議案第59号 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

し尿処理（くみ取り式）手数料を見直したいため

【改正内容】

※ 一般家庭のくみ取りに係る手数料については据置き

種 別	改正前	改正後
し尿（定額制）	一般家庭 100円／1世帯及び 100円／1人	変更なし
	—	工事・イベント等の臨時便器 便器1基3,000円／回 ※便槽の容量が375ℓ超 ⇒375ℓごとに3,000円
し尿（従量制）	工事・イベント等の臨時便器	50ℓ／400円
	市内事業所 36ℓ／120円	
家庭雑排水	1,000円／1,800ℓ	変更なし

※ 手数料の納付方法の変更について

手数料の見直しとともに、手数料の徴収方法について、現行の納付書払い（後払い）から「くみ取りシール」購入（先払い）方式に変更とする規則改正を行う。

【附 則】

施行期日：令和4年4月1日

経過措置：変更後の手数料は、施行期日以後のくみ取りから適用

準備行為：手数料の改正に必要な事務手続は、施行期日前でもできる。

6 議案第60号 海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について

【改正理由】

機械設備の老朽化に伴い海老名駅東口立体有料自転車駐車を廃止し、新たに暫定駐輪場として、海老名駅東口第4有料自転車駐車を設置したいため

【改正概要】

立体有料自転車駐は、機械設備の老朽化によるリニューアルの時期を迎えているが、リニューアルには多額の費用が必要となることから**令和4年7月31日をもって廃止**し、**令和4年8月1日から代替駐輪場として平面駐輪場**の供用を開始するもの

なお、**平面駐輪場**については、利用者への影響を最小限に抑えるため、**暫定駐輪場として令和6年度末まで**の運営とするもの

【改正内容】

第1条の改正＝立体有料自転車駐の廃止及び平面自転車駐の設置

施設名称	月額使用料		一時使用料	使用時間
	一般	学生		
海老名駅東口立体 有料自転車駐	1,500円	1,200円	100円	午前5時から 翌日午前1時30分まで
				
海老名駅東口第4 有料自転車駐	1,000円	800円	なし	終日

第2条の改正＝平面自転車駐の廃止

【附 則】

施行期日：第1条の改正⇒令和4年8月1日

第2条の改正⇒令和7年4月1日

準備行為：海老名駅東口第4有料自転車駐の使用に関する必要な手続等は令和4年8月1日前でも行うことができる。

7 議案第61号 海老名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【改正理由】

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行うため

【改正概要】

これまで ⇒ 年金生活者の一時的な資金需要に対して、年金受給権を担保として小口の資金を貸付け



課題 ⇒ 生活費に充てられるべき年金が返済に充てられ、利用者の困窮化を招くことになる。



老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から貸付事業を廃止

☆株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の改正

☆沖縄振興開発金融公庫法の改正

【改正内容】

傷害補償年金等を担保に供することができる場合を規定した第4条ただし書を削る。なお、**過去、海老名市では、第4条ただし書を適用した事例はない。**

改正前		改正後
(損害補償を受ける権利の保護) 第4条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。		(損害補償を受ける権利の保護) 第4条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

【施行期日】

令和4年4月1日

8 議案第62号 海老名市市債管理基金条例の廃止について

【廃止理由】

基金の設置目的である「海老名みのり債の償還」が令和3年度をもって終了することから基金を廃止したいため

【廃止経過】

「海老名みのり債」については、平成19年度から平成28年度にかけて全10回、総額40億円を発行し、自主的な資金調達及び市政への市民参画の意識の高揚及び機会の確保が図られてきた。

しかし、平成29年度以降は低金利の中、魅力ある金融商品ができず、発行を休止している状態にある。

現状の社会経済情勢を鑑みると、今後についても魅力ある金融商品の提供が困難であることから市債管理基金を廃止するとともに、「海老名みのり債」も廃止する。

【施行期日】

令和4年3月31日

【指定管理 3件】

9 議案第63号 指定管理者の指定について
(海老名市文化会館・海老名市民ギャラリー)

【趣 旨】

海老名市文化会館について、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【概 要】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市文化会館	海老名市めぐみ町6番1号
海老名市民ギャラリー	海老名市中央二丁目9番50号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：株式会社ケイミックスパブリックビジネス

住所：東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 応募者数

2者

5 選定方法

第一次審査（書類審査）

第二次審査（プレゼンテーション審査）



【海老名市文化会館】

10 議案第64号 指定管理者の指定について
 (海老名運動公園・北部公園・中野公園・
 海老名市立スポーツ施設)

【趣 旨】

海老名運動公園、北部公園及び中野公園並びに海老名市立スポーツ施設について、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【概 要】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名運動公園	海老名市社家4,032番地の1
北部公園	海老名市上今泉六丁目 340番地の1
中野公園	海老名市中野一丁目 2314番2
海老名市立中野多目的広場	海老名市中野 2,314番地のイ
海老名市立下今泉庭球場	海老名市下今泉二丁目2番1号
海老名市立今里庭球場	海老名市今里三丁目3番35号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：相鉄・コナミスポーツ・日比谷花壇共同企業体

代表団体 相鉄企業株式会社

住所：横浜市西区北幸二丁目9番14号

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 応募者数：1者

5 選定方法：第一次審査（書類審査）

第二次審査（プレゼンテーション審査）



【海老名運動公園】
 (総合体育館)



【北部公園】
 (体育館)

1 1 議案第65号 指定管理者の指定について (海老名駅西口特定公共施設)

【趣 旨】

海老名駅西口特定公共施設について、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【概 要】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名駅西口中心広場	海老名市扇町 118 番
海老名駅西口プロムナード	海老名市扇町 121 番ほか
海老名駅西口バス乗降場	海老名市扇町 119 番
海老名駅西口タクシー乗降場	海老名市扇町 120 番

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント

住所：海老名市扇町5番7号 リコーフューチャーハウス2階

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 応募者数：2者

5 選定方法：第一次審査（書類審査）

第二次審査（プレゼンテーション審査）



【西口特定公共施設全景】



【市道 2件】

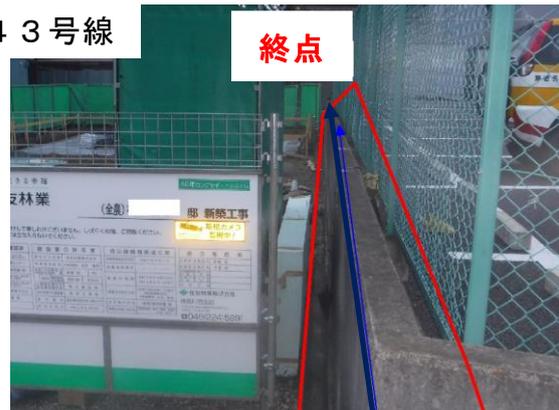
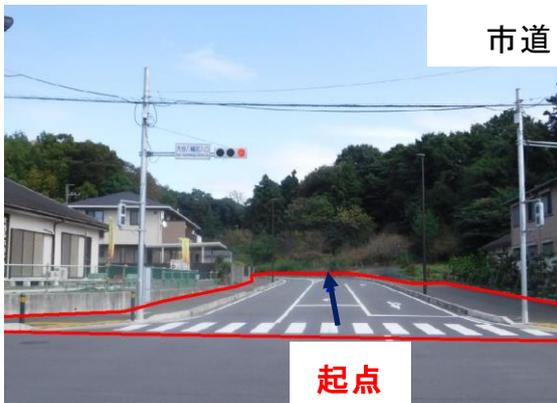
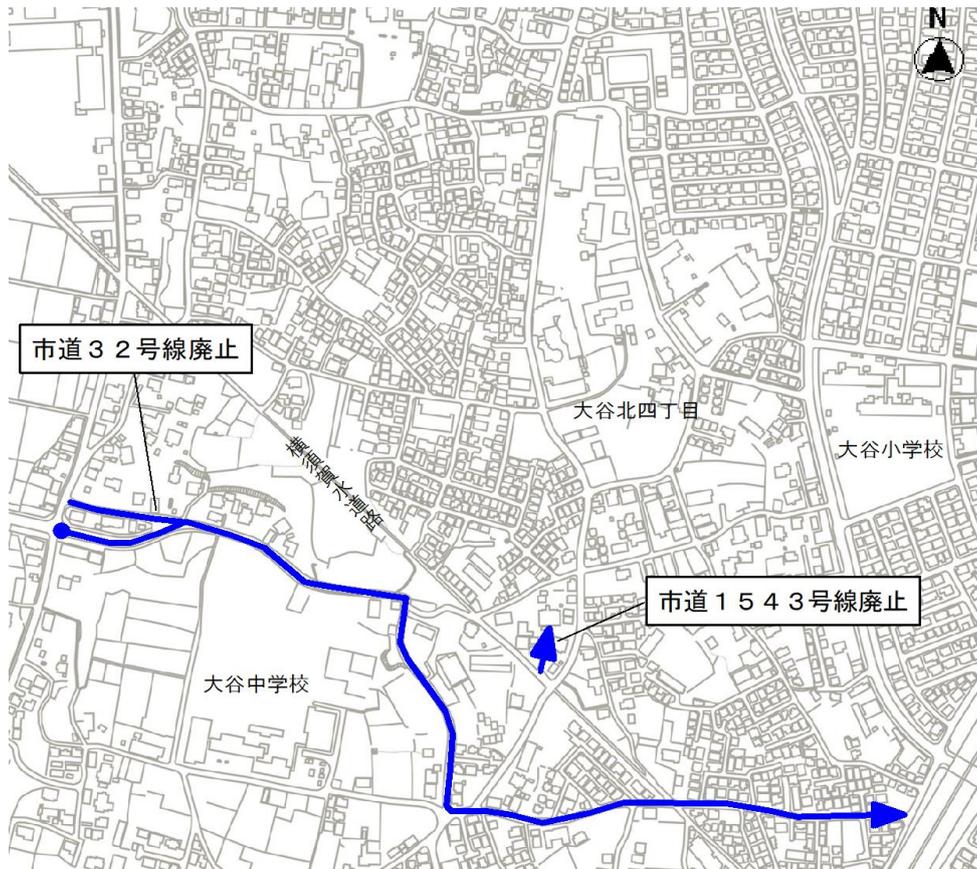
12 議案第66号 市道の路線廃止について
(市道365号線ほか3路線)

図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)	廃止理由
1	365	河原口四丁目875番地先 }	2.92 }	22.70	払下げのため
2	32	大谷南二丁目3501番地先 }	5.60 }	1,124.19	交差点改良事業完了に伴う路線整理
	1543	大谷北四丁目4592番1地先 大谷南二丁目3600番2地先 }	27.06 1.81 }		
3	463	大谷北三丁目3597番2地先 }	1.81 }	6.10	消防団用地区域に編入済のため
		今里二丁目413番1地先 }	3.50 }		
		杉久保北一丁目302番1地先	29.30	565.90	79号橋廃止に伴う路線整理

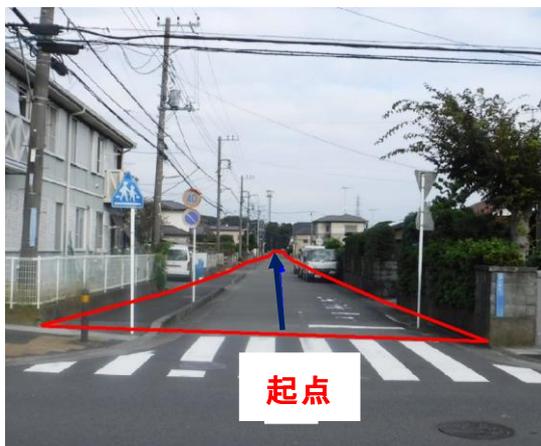
案内図 1



案内図 2



案内図 3

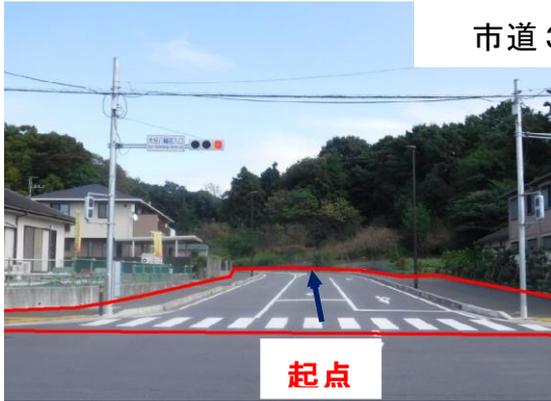


13 議案第67号 市道の路線認定について
(市道32号線ほか5路線)

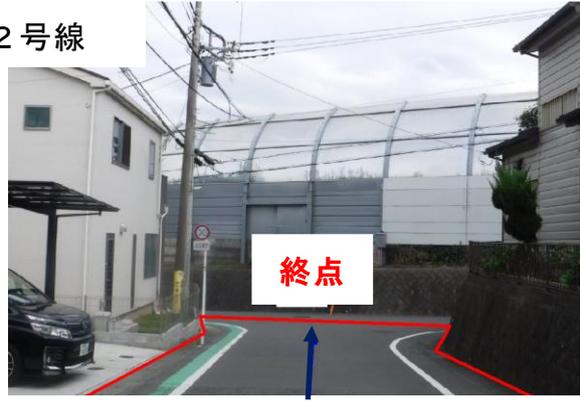
図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	32	大谷南二丁目3501番3地先	5.60	1,096.24	交差点改良事業完了に伴う路線整理
		大谷北四丁目4592番13地先	27.06		
	2763	大谷北二丁目4063番6地先	6.00	56.31	開発行為に伴う路線の帰属
		大谷北二丁目4039番4地先	11.20		
	2764	大谷北三丁目3702番6地先	5.00	39.79	開発行為に伴う路線の帰属
		大谷北三丁目3706番1地先	9.85		
2765	大谷南二丁目3502番1地先	7.00	27.95	交差点改良事業完了に伴う路線整理	
	大谷南二丁目3720番地先	34.60			
2	463	今里二丁目413番1地先	3.75	475.50	79号橋廃止に伴う路線整理
		杉久保字堰下483番3地先	29.30		
	2766	杉久保北一丁目302番1地先	4.48	47.68	79号橋廃止に伴う路線整理
		杉久保北一丁目299番6地先	4.55		

案内図 1





市道 3 2 号線



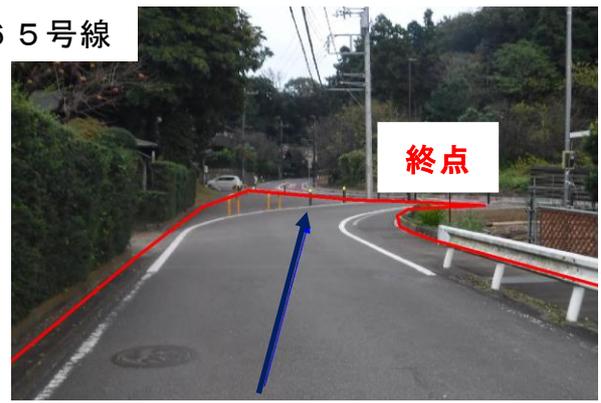
市道 2 7 6 3 号線



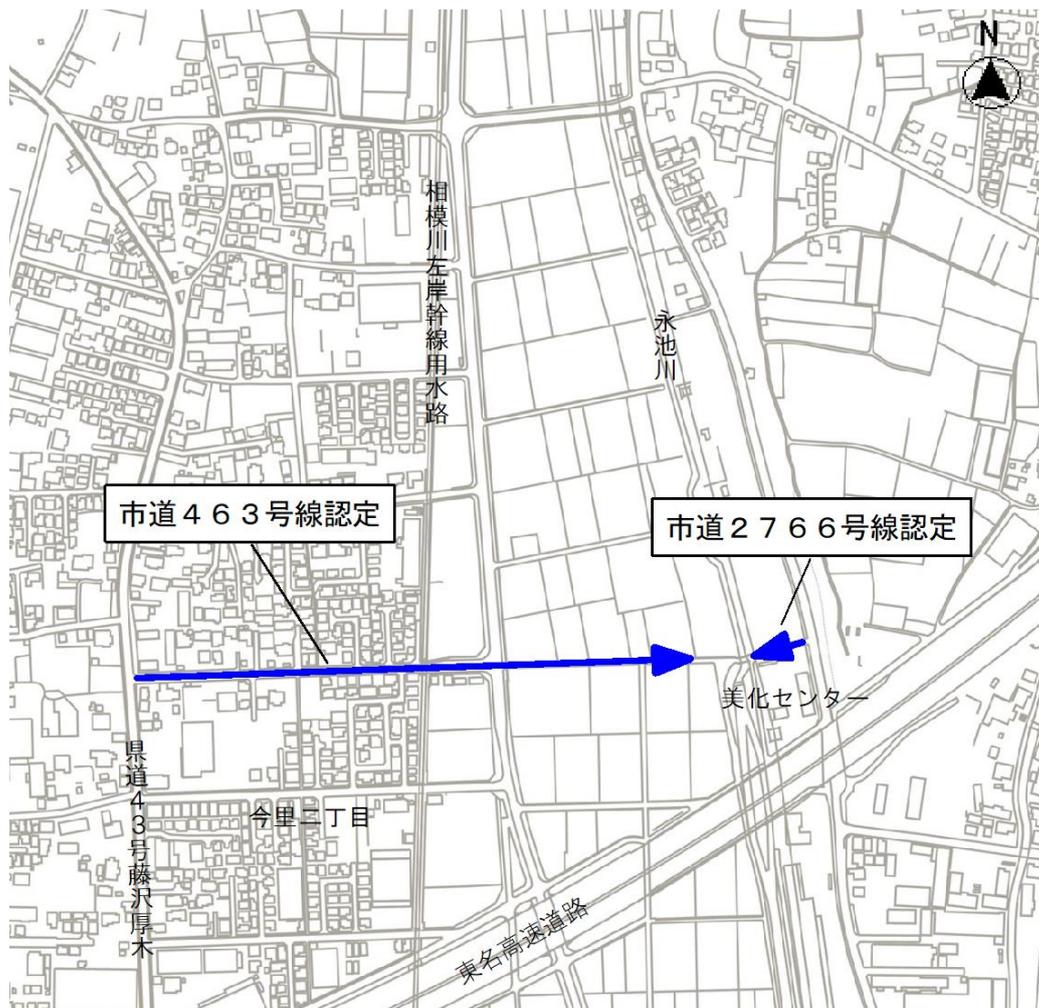
市道 2 7 6 4 号線



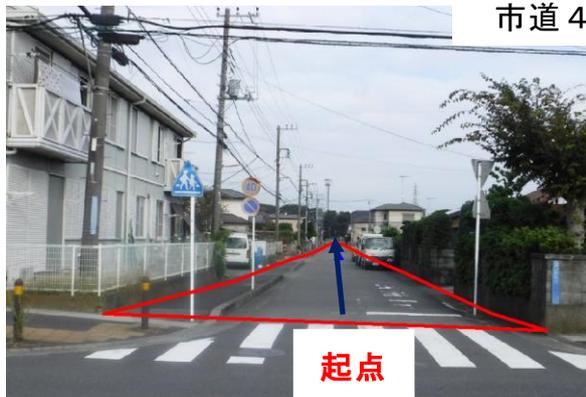
市道 2 7 6 5 号線



案内図 2



市道463号線



市道2766号線



【人事 4件】

14 議案第68号 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて（酒井 道子氏）

現委員の酒井道子氏が令和3年12月12日に任期満了を迎えるにあたり、
同氏を再任命することについて同意を求めるもの

【再任命したい者】

氏名： 酒井 道子（さかい みちこ）

任期： 4年（令和3年12月13日～令和7年12月12日）

15 議案第69号 海老名市固定資産評価審査委員会委員の
選任につき同意を求めることについて
（猪熊 政喜氏）

現委員の猪熊政喜氏が令和3年12月19日に任期満了を迎えるにあたり、
同氏を再選任することについて同意を求めるもの

【再選任したい者】

氏名： 猪熊 政喜（いのくま まさき）

任期： 3年（令和3年12月20日～令和6年12月19日）

16 議案第70号 海老名市固定資産評価審査委員会委員の
選任につき同意を求めることについて
（海老名 司郎氏）

現委員の佐々木達也氏が令和3年12月19日に任期満了を迎えるにあたり、
新たに委員を選任することについて同意を求めるもの

【選任したい者】

氏名： 海老名 司郎（えびな しろ）

任期： 3年（令和3年12月20日～令和6年12月19日）

17 議案第71号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（松樹 俊弘氏）

現委員の池亀隆氏が令和4年3月31日に任期満了を迎えるにあたり、新たに
委員を推薦することについて意見を求めるもの

【推薦したい者】

氏名： 松樹 俊弘（まつき としひろ）

任期： 3年（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

【補正予算 5件】

18 議案第72号 令和3年度海老名市一般会計補正予算
(第9号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **26億4,548万4千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **501億4,029万5千円**とするもの

■主な内容

☆法人市民税法人税割について、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を見込んでいましたが、想定より減少しなかったため増額します。

☆将来的な人口減少や少子高齢化を見据え、負担の公平性や財源の確保などを目的に、公共施設に附帯する一部の駐車場の有料化に向け、駐車場に必要となる機器等の整備を実施します。

☆「ふるさと納税」事業について、想定を上回る寄附をいただいていることから、返礼品等の予算を増額します。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:47,494,811千円・補正額:2,645,484千円・補正後:50,140,295千円

(1) 歳入

・法人市民税法人税割	200,000千円
・社会資本整備総合交付金(国庫支出金)	134,726千円
・ふるさと振興事業指定寄附	500,000千円
・新まちづくり基金繰入金	29,983千円
・決算に伴う純繰越	1,308,926千円
・市債	122,900千円
・その他	348,949千円

合計 **2,645,484千円**

(2) 歳出

① 充実して暮らせるまち 203,674 千円

◇公共施設附帯駐車場有料化に伴う駐車場の整備 203,674 千円

- えびな市民活動センター 26,660 千円
⇒ 設備・電源工事
- 海老名市文化会館 17,850 千円
⇒ 設備・電源工事
- 海老名運動公園 110,354 千円
⇒ 設備・電源工事、舗装工事
- 北部公園 16,400 千円
⇒ 設備・電源工事
- 中野公園 32,410 千円
⇒ 設備・電源工事



② 健やかに暮らせるまち 1,600 千円

◇病児・病後児保育の充実 1,600 千円

令和3年度から、国の子ども・子育て支援交付金を活用して実施している病児・病後児保育事業について、国の交付金要綱が改正され、補助基準額が見直されたことによる増額

③ にぎわいがあり自然に優しいまち 257,000 千円

◇ふるさと納税返礼品事業の充実 257,000 千円

ふるさと納税返礼品事業の9月までの寄附実績が、想定以上に好調であり、年末に向けて寄附の増加が予想されることに伴う増額

【ふるさと納税振興寄附金】

当初予算額 400,000千円
10月末実績額 288,515千円
収入見込額 611,485千円
予算不足額 500,000千円

歳入補正額 500,000千円

【ふるさと納税返礼品事業】

当初予算額 204,800千円
10月末執行額 141,800千円
執行見込額 320,000千円
予算不足額 257,000千円

歳出補正額 257,000千円

④ 便利で快適に暮らせるまち 71,000 千円

◇海老名駅北口駅前広場整備の促進 71,000 千円

相模鉄道海老名駅整備事業の今後の工事スケジュールが示されたことから、海老名駅北口駅前広場整備工事を国の交付金を活用し進めるもの

本事業は、鉄道事業者の事業スケジュールの見直しによる令和5年春の北口改札供用開始の目標に向け、鉄道事業者と連携を図りながら、令和4年度内の竣工を目指し、北口駅前広場の整備を進めていく。

⑤ 豊かな学びを育むまち 26,345 千円

◇児童数増加などによる今泉小学校倉庫の整備 26,345 千円

今泉小学校の敷地に複数ある老朽化した倉庫を集約し、更新することに伴う増額

- 児童数増加による倉庫面積の不足
- 敷地内に複数の倉庫が乱立し、学校敷地を圧迫
- 倉庫の老朽化



⑥ その他 2,085,865 千円

◇職員給与費・議員報酬	△21,041 千円
◇過年度国庫支出金、県支出金返還金	351,718 千円
◇財政調整基金積立金 【年度末残高 2,659,657 千円】	424,986 千円
◇公共施設等あんしん基金積立金	350,086 千円
	【年度末残高 2,277,497 千円】
◇応援まごころ基金積立金 【年度末残高 981,988 千円】	500,141 千円
◇情報システム基金積立金	300,000 千円
◇その他	179,975 千円

合計 2,645,484 千円

2 繰越明許費の補正

(1) 追加

- ①公共施設附帯駐車場整備工事（海老名市立海老名市民活動センター分）
26,660 千円

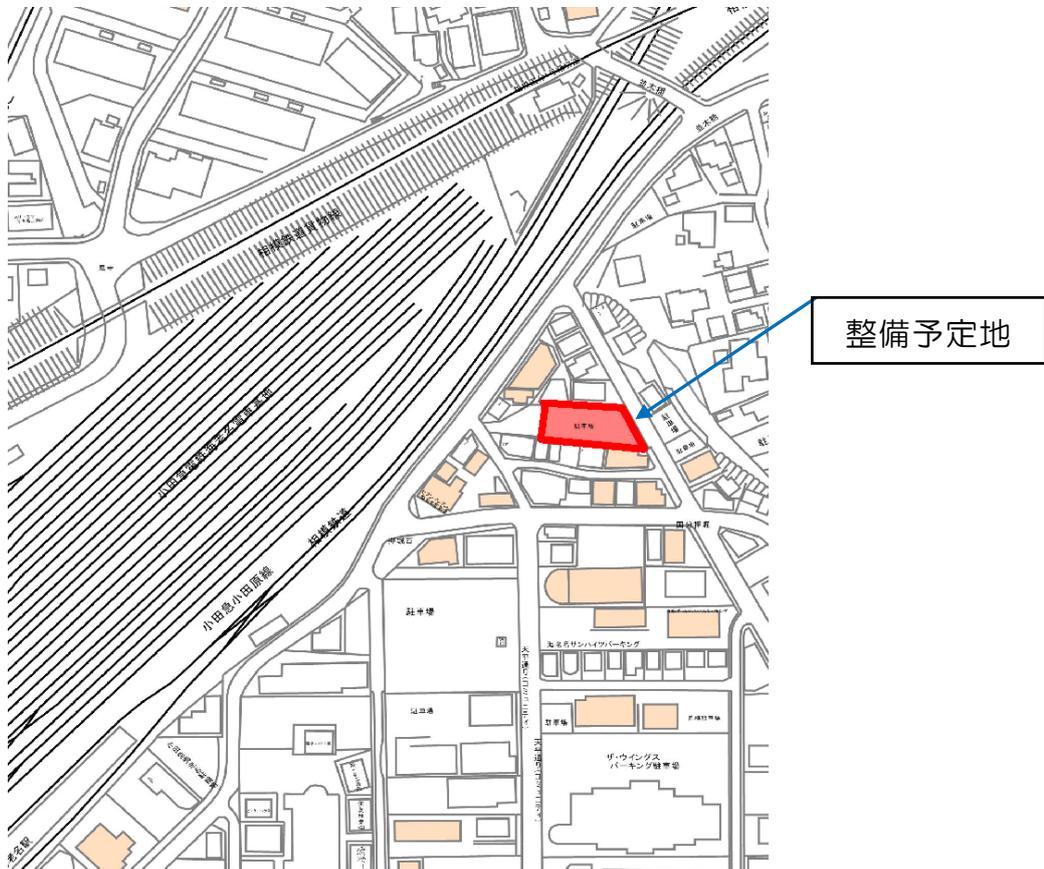
（理由）事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

- ②海老名市公共施設再編（適正化）個別計画策定業務委託 16,700 千円

（理由）事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

- ③（仮称）海老名駅東口第4自転車駐車場整備工事 11,440 千円

（理由）事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため



- ④公共施設附帯駐車場整備工事（海老名市文化会館分） 17,850 千円

（理由）事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

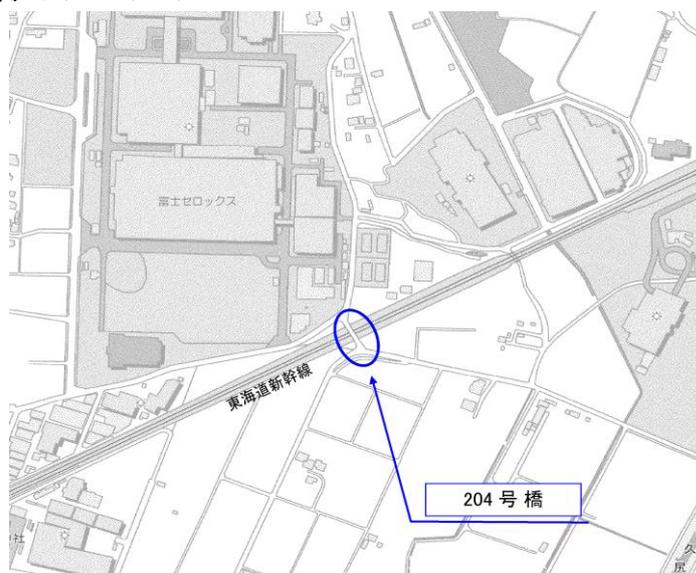
- ⑤海老名市第二高齢者生きがい会館改修工事 6,545 千円

（理由）事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

⑥ 204号橋橋梁補修工事

35,000 千円

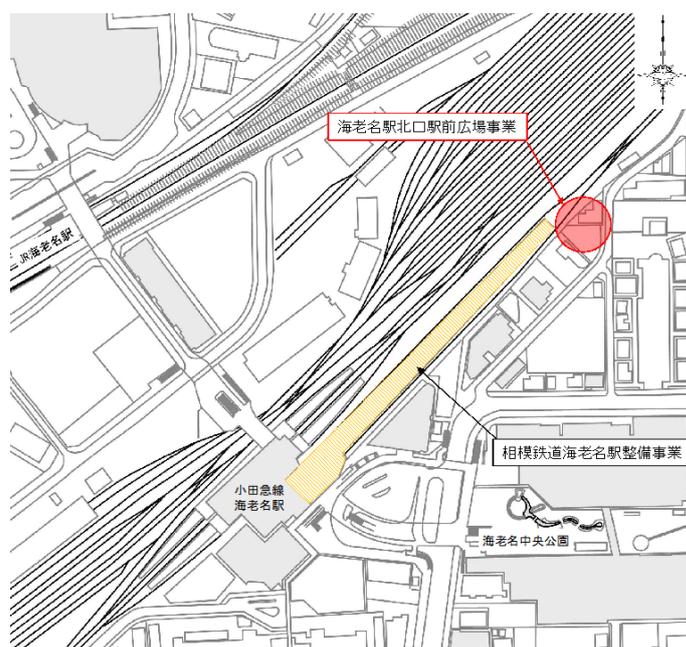
(理由) 国の交付金の追加配分を活用し、翌年度以降の事業を前倒して
執行したいため



⑦ 海老名駅北口駅前広場整備事業

71,000 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため



⑧ 公共施設附帯駐車場整備工事（中野公園分）

32,410 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

⑨ 公共施設附帯駐車場整備工事（海老名運動公園分）

110,354 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

⑩ 公共施設附帯駐車場整備工事（北部公園分）

16,400 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

- ⑪国分緑地公園ほか5か所ナラ枯れ樹木処理 2,000千円
 (理由) 樹木処理に時間を要し、年度内完了が見込めないため
- ⑫上今泉秋葉台自然緑地ほか4か所ナラ枯れ樹木処理 2,400千円
 (理由) 樹木処理に時間を要し、年度内完了が見込めないため
- ⑬国分排水区水路用地法面整備工事 50,000千円
 (理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



- ⑭海老名市立杉久保小学校ナラ枯れ樹木処理 1,300千円
 (理由) 樹木処理に時間を要し、年度内完了が見込めないため
- ⑮海老名市立今泉小学校整備工事 26,345千円
 (理由) 翌年度の事業を前倒して執行し、早期完成を図るため
- ⑯秋葉山古墳群ナラ枯れ樹木処理 2,400千円
 (理由) 樹木処理に時間を要し、年度内完了が見込めないため
- ⑰海老名駅北口駅前広場文化財案内板等整備工事業 5,525千円
 (理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

3 債務負担行為の補正

(1) 追加

- ①海老名市文化会館・海老名市民ギャラリー指定管理委託
 期間：令和3年度～令和8年度 限度額：908,526千円
 (理由) 指定管理者指定に向けた協定を年度内に締結したいため

②参議院議員通常選挙投票所入場整理券作成等業務

期 間：令和3年度～令和4年度 限度額： 13,510 千円
(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

③児童手当現況届印刷等業務

期 間：令和3年度～令和4年度 限度額： 2,958 千円
(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

④海老名市海老名駅西口特定公共施設指定管理委託

期 間：令和3年度～令和8年度 限度額： 123,000 千円
(理由) 指定管理者指定に向けた協定を年度内に締結したいため

⑤海老名運動公園・北部公園・中野公園・海老名市立スポーツ施設指定管理委託

期 間：令和3年度～令和8年度 限度額：2,217,000 千円
(理由) 指定管理者指定に向けた協定を年度内に締結したいため

4 地方債の補正

(1) 追加

①駐車場整備事業債 限度額：183,300 千円
(理由) 対象事業開始に伴う市債の増

②社会福祉施設整備事業債 限度額： 5,000 千円
(理由) 対象事業開始に伴う市債の増

③小学校施設整備事業債 限度額： 24,600 千円
(理由) 対象事業開始に伴う市債の増

(2) 変更

①防犯灯LED化整備事業債 限度額 54,400 千円⇒88,600 千円
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

②道路橋りょう整備事業債 限度額 1,579,700 千円⇒1,555,600 千円
(理由) 対象事業費の減額に伴う市債の減

③都市計画整備事業債 限度額 200,400 千円⇒ 171,500 千円
(理由) 対象事業費の減額に伴う市債の減

④厚木駅周辺市街地再開発事業債 限度額 120,300 千円⇒ 49,100 千円
(理由) 財源更正に伴う市債の減

19 議案第73号 令和3年度海老名市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第2号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **4億761万6千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **121億5,324万5千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 11,745,629千円・補正額 **407,616千円**・補正後 12,153,245千円

(1) 歳入

・保険給付費等交付金	302,700千円
・利子及び配当金	4千円
・一般会計繰入金	△40,743千円
・決算に伴う純繰越	145,655千円

合計 407,616千円

(2) 歳出

・職員給与費	2,603千円
・一般被保険者療養給付費	271,000千円
・審査支払手数料	700千円
・一般被保険者高額療養費	31,000千円
・財政調整基金積立金	102,313千円

合計 407,616千円

2 債務負担行為の補正

(1) 追加

①国民健康保険システム改修委託

期 間：令和3年度～令和4年度

限度額：4,415千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

20 議案第74号 令和3年度海老名市介護保険事業特別会計 補正予算（第3号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **9億6,449万4千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **94億6,658万5千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：8,502,091千円・補正額：964,494千円・補正後：9,466,585千円

(1) 歳入

・ 利子及び配当金	36千円
・ 一般会計繰入金	7,943千円
・ 決算に伴う純繰越	965,515千円

合計 964,494千円

(2) 歳出

・ 職員給与費	5,563千円
・ 賦課徴収費	12千円
・ 介護認定審査会費	16千円
・ 認定調査費	1,302千円
・ 居宅介護等サービス給付費	206,366千円
・ 施設介護等サービス給付費	△250,864千円
・ 居宅介護等サービス計画給付費	44,498千円
・ 介護保険給付費等準備基金積立金	499,749千円
・ 国庫支出金等過年度分返還金	272,592千円
・ 一般会計繰出金	185,260千円

合計 964,494千円

21 議案第75号 令和3年度海老名市後期高齢者医療事業特別 会計補正予算（第2号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **612万4千円**を減額し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **19億6,177万3千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：1,967,897千円・補正額：△6,124千円・補正後：1,961,773千円

(1) 歳入

- ・一般会計繰入金 △10,829千円
- ・決算に伴う純繰越 4,705千円

合計 △6,124千円

(2) 歳出

- ・職員給与費 △6,546千円
- ・後期高齢者医療広域連合納付金 △4,283千円
- ・一般会計繰出金 4,705千円

合計 △6,124千円

2 債務負担行為の補正

(1) 変更

①後期高齢者医療保険料帳票類・封筒印刷業務

限度額：1,335千円 ⇒ 2,168千円

(理由) システム改修による帳票類の変更に伴い、追加費用が発生したため

22 議案第76号 令和3年度海老名市公共下水道事業会計 補正予算（第2号）

【収益的収入及び支出の補正】

(1) 収入：今回の補正は、**92万2千円を減額**し、
収入を**31億2,103万7千円**とするもの

・ 一般会計負担金 △922 千円

(2) 支出：今回の補正は、**619万7千円を減額**し、
支出を**28億8,120万3千円**とするもの

・ 職員給与費 △6,197 千円

【資本的収入及び支出の補正】

(1) 収入：今回の補正は、**80万5千円を減額**し、
収入を**8億9,436万8千円**とするもの

・ 一般会計負担金 △805 千円

(2) 支出：今回の補正は、**1,423万1千円を減額**し、
支出を**17億5,681万8千円**とするもの

・ 職員給与費 △14,231 千円